

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



令和5年度 公益社団法人 上野法人会・女性部会
〈税に関する絵はがきコンクール〉
女性部会長賞 台東区立黒門小学校 6年生の作品



NO.510



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

1 税・財政改革のあり方

コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。

まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。
我が国は膨大な長期債務残高を抱え、世界で突出して悪化している財政の速やかな健全化に着手するとともに、異次元で進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたらししている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。
また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします。

負担を先送りせず
現世代で解決を！

財政健全化は国家的課題。

法人会 令和6年度税制改正 提言

化」によって可能な限り抑制する。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で

大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指

摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。


また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

インボイス制度において 特にご留意いただきたい事項がございます

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と買手の仕入税額控除について

売手 の対応



10月になっても、
まだ登録番号の通知が
届かないなあ…


どうやってインボイスを
交付しよう…?



安心して下さい！
次のような対応が可能です


1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、
通知後にインボイスを交付する

また番号がわからないので、インボイスは後日交付します




2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、
通知後に改めてインボイスを交付し直す

番号を入れたインボイスを改めて交付します



3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、
インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります




でも、小売店だと後で交付は難しいな…

そんな時は…




事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする

インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けることとなりますが、通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって当店では…



事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう

登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください。**

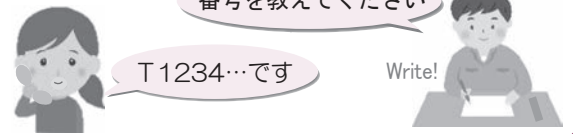


買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

買手の対応は次ページをご覧ください ➡

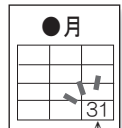
買手 の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？

後でお知らせするとは言っていたけど…



登録番号なし



申告期限

お知らせは事後的に保存できればいいのね！

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！



ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。



1万円未満ならインボイスの保存は
いらないんだな！

1万円（税込）は、一回の取引金額で判定
しますので、ご注意ください！



【具体例①】

12月3日に5千円の商品を購入し、
12月10日に7千円の商品を購入

特例の**対象**として**インボイスの保存は不要**

【具体例②】

12月10日に5千円の商品と7千円の商品
(合計1万2千円)を同時に購入

特例の**対象外**のため**インボイスの保存が必要**



1商品ではなく、1回の取引が
1万円未満かで判断するってことか！

税に関する絵はがきコンクール

入選作品
発表!

女性部会（中村部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、453作品の応募がありました。

東京上野税務署長賞



亀谷 明日香さん
(谷中小学校)

上野法人会会長賞



小林 仁奈さん
(上野小学校)

台東区長賞



書間 花音さん
(黒門小学校)

女性部会長賞



リン 海翔さん (黒門小学校)



台東都税事務所長賞

稲木 真桜さん
(忍岡小学校)

優秀賞

(優秀賞：五十音順)



石川 薫さん
(根岸小学校)



井上 璃音さん
(黒門小学校)



遠藤 杏咲さん
(根岸小学校)

優秀賞



栗野 ひかりさん
(上野小学校)



齋藤 菜々瀬さん
(大正小学校)



佐藤 里緒さん (黒門小学校)



陳 予諾さん
(根岸小学校)



仲田 結華さん
(平成小学校)



鈴木 里奈さん (忍岡小学校)



中村 咲瑛さん
(忍岡小学校)



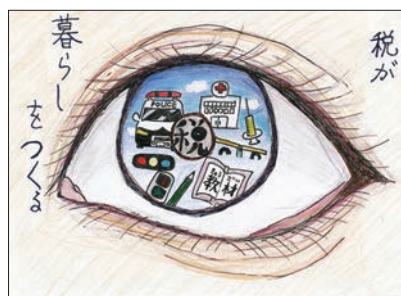
成田 瑞葵さん
(谷中小学校)



松田 翔太さん
(東泉小学校)



丸山 知紗さん
(大正小学校)



森 美怜さん
(東泉小学校)



吉村 剛さん
(根岸小学校)



賞味期限は「おいしさのめやす」

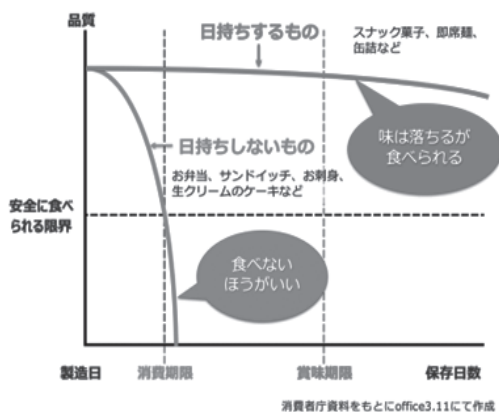
食品ロス問題ジャーナリスト
井出 留美

家族の中で「賞味期限」に対する考え方が違って言い合いになるという話を聞くことがあります。私が聞いたのは、高齢女性同士のジムでの会話でした。「うちもだめなのよ。賞味期限なんて、あんなの目安だと思うんだけど」「うちもそうなのよ。ちょっと過ぎたからっていいじゃないの、ねえ」。夫は「賞味期限が切れたらすぐ捨てる」、妻は「賞味期限は目安に過ぎないから大丈夫」という話でした。さて、どちらが正しいのでしょうか。

賞味期限は「おいしさのめやす」です。品質が切れる日付ではありません。本当に気を付けるべきは「消費期限」表示の食品です。消費期限は、おおむね5日以内の日持ちのもの、たとえばお弁当やおにぎり、サンドイッチ、総菜などに表示されています。これらは、時間の経過とともに品質の劣化が急激に進みますから、期限を守って食べるのがよいのです。

一方、多くの食品には「賞味期限」表示がされています。「おいしさのめやす」です。中には賞味期限表示がないものすらあります。たとえばアイスクリーム類やガム（特定保健用食品のガムを除く）、砂糖、塩、一部のアルコール類などです。日本で賞味期限が導入されたのは1980年代で、それ以前は賞味期限表示がなくても自分の判断で食品を消費していたのです。

賞味期限（おいしいめやす）と消費期限



それでは、賞味期限はどうやって設定されるのでしょうか？ 賞味期限は、理化学試験、微生物試験、官能検査という3つの検査をもとに算出した日数に、安全係数という1未満の数字を掛け算して設定されます。国は安全係数として0.8以上を推奨していますが、ある組織では0.7~0.9、ある企業では2/3 (0.66) や0.5を使うなど、短めになっていることがあります。中には0.3を使っていた企業もありました。10か月おいしく食べられる食品の賞味期限に0.3を掛けたら3か月に縮んでしまいます。企業は、製造工場を出荷してから起こるかもしれないさまざまなリスクを考慮して短めに設定するのです。

でも、適切な温度や場所で管理され、懸念されたリスクが生じなければ、短めに設定された賞味期限より長く食べられるというわけです。

ある企業で、賞味期限が迫った豆腐と作りたての豆腐の味を比べる実験をしたところ、半数の人は区別が付きませんでした。そのくらい、味は変わらなかったのです。その結果に基づき、商品棚の手前の賞味期限が近づいたものから選ぶ「てまえどり」を推奨するようになりました。今では「てまえどり」は全国区になっています。

最近では食品価格の高騰が報じられるようになりました。帝国データバンクが2022年9月22日に発表した内容によれば、1世帯1年間で6万8760円の家計負担増です。賞味期限に杓子(しゃくし) 定規にとらわれてすぐ捨ててしまっはもったいない。賞味期限はおいしさのめやすであることをご家族やお友達に教えてください。今日からあなたが賞味期限の「エバンジェリスト(伝道師)」です。

【筆者略歴】井出留美 (いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

中小企業のための

<オンライン実務セミナー>

電子帳簿保存法対策

《とき》 令和5年6月26日(火) 14:00~16:00

《ところ》 オンライン開催



電子帳簿保存法についての概要から、事業者が取り組むべき電子取引などについて、詳しく解説していただきました。

公認会計士・コンサルタント

講師 かわくち ひろゆき
川口 宏之 氏

1日でわかる!

<実務セミナー>

総務の基本と実務



《とき》 令和5年7月21日(金) 10:00~16:00

《ところ》 朝日信用金庫西町ビル6階



総務部門の業務遂行において重要なポイントを、わかりやすく体系的に解説して頂きました。

はやし ただし

講師 (有) マスエージェント代表取締役 林 忠史 氏

支部・地区だより

東上野支部

東上野支部

【ファミリー・レクリエーション】(尾高支部長)



令和5年8月20日(日)ムーミンバレーパーク・小江戸川越
ムーミンバレーパークと小江戸川越で一日楽しみました。

東上野宮元地区

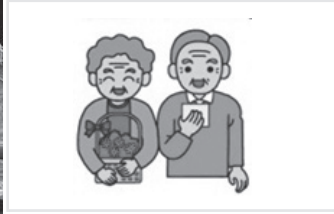
【ふるさと祭り】(矢口地区長)



令和5年9月30日(土)下谷神社境内及び参道
4年ぶりの開催、多くの方で賑わい大盛況でした。

東上野神吉地区

【敬老の日 記念品配布】(桑原地区長)



令和5年9月16日(土)神吉町会館
町会員の70歳以上の方へ敬老祝品をお配りしました。

上野支部

上野支部

【区民レクリエーション】(太田支部長)



令和5年9月28日(木)神奈川県横浜市他
横浜南部市場で買物、三崎港うらり水中観光船を楽しみました。

入谷支部

根岸二丁目地区

【納涼盆踊り大会】(峰岸地区長)



令和5年8月5日(土)~6日(日)根岸二丁目御膳殿通り
4年ぶりの開催、予想以上の参加者で大賑わいでした。

上根岸地区

【根岸こども祭り】(渡邊地区長)



令和5年8月20日(日)元三島神社境内他
4年ぶりの開催、約300名の参加者で大変賑わいました。

仲入谷地区(込山地区長)

【金魚すくい大会】



令和5年8月20日(日)入谷1-10-4~7
天候にも恵まれ、盛大に金魚すくい大会が行われました。

【秋のレクリエーション】



令和5年9月10日(日)三嶋大社他
三島スカイウォークや三嶋大社等に行きました。

本入谷地区

【納涼大会】(矢部地区長)



令和5年8月27日(日)小野照崎神社境内
子ども達も多く参加し、町内の親睦を深めることができました。

金杉支部

金杉支部

【金杉っ子まつり】(平野支部長)



令和5年10月1日(日)祐葉中学校校庭・金杉区民館
参加者も多く、焼きそばやドーナツ等は全て完売しました。

金杉二丁目地区

【大運動会】(新井地区長)



令和5年10月8日(日)金曾木小学校校庭
子どもから大人まで多くの方が参加し、大変盛り上がりました。

竜泉中部地区

【夏休みこどもゲーム大会】(山田地区長)



令和5年8月26日(土)一葉記念公園
天候にも恵まれ、多くの方が参加し、大盛況でした。

委員会報告

第1回組織委員会

[と き] 令和5年9月6日(水) 11:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階



▲上村委員長

組織委員会(上村委員長)では、第1回組織委員会を開催しました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合いを行いました。

部会報告

女性部会

「第1回 正副部会長会議」

[と き] 令和5年8月7日(月) 13:30～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階



女性部会(中村部会長)では、新任役員の顔合わせを兼ねて、第1回正副部会長会議を開催し、今後の事業等について話合われました。



中村女性部会長

「第2回 正副部会長会議」

[と き] 令和5年9月13日(水) 14:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階



女性部会(中村部会長)では、第2回正副部会長会議を開催し、「税に関する絵はがきコンクール」の審査会および、令和5年度下期事業予定等について協議しました。

もったいない! 食品ロス 親会・女性部会共催
《環境セミナー》

ムリ・ムダをなくした食生活と食育

と き 令和5年 8月29日(火) 14:00～15:30
と ころ 朝日信用金庫西町ビル7階

＜司会＞
中立女性担当副会長

親会・女性部会共催で食品ロスについて考える「環境セミナー」を開催しました。講師の上岡先生は食品ロス問題の第一人者で、大変勉強になる講義内容でした。

講師
東京農業大学副学長
かみおか みほ
上岡 美保氏

東京上野税務署幹部と三部会(源泉・青年・女性)役員意見交換会

[と き] 令和5年9月4日(月) 17:30～
[と ころ] 東天紅上野本店6階「ソールルーム」

東京上野税務署と三部会の役員の方々との意見交換会を開催しました。初めに7月10日付で着任された新幹部の方々との名刺交換、自己紹介を行い、部会間の情報交換等を行いました。



落語会

林家たい平落語会

[と き] 令和5年9月21日(木) 18:00～19:00
[と ころ] 上野精養軒3階「桜の間」

in 精養軒

会員限定

人気番組「笑点」のレギュラー出演のほか、多方面において活躍されている林家たい平師匠による落語会を開催しました。



林家たい平師匠 ▶



たまごの賞味期限は 「生で食べられる期限」ではない

食品ロス問題ジャーナリスト
井出 留美

ある料理研究家の方が、「冷蔵庫の中で賞味期限が迫った卵は、まとめてゆでて保存しておけばいい」と話していました。生のままよりも火を通した方が日持ちしそうな気がしますよね。でも、卵の場合は、ゆでると生卵より食べられる期限が短くなってしまいます。卵の白身(卵白)には、リゾチームという酵素が含まれています。この酵素は菌を溶かす役目を果たすのですが、ゆでてしまうと、この働きが失われてしまうからなのです。

卵の賞味期限、過ぎたら捨てますか？市販されている卵の賞味期限は「生で食べられる期限」です。一般社団法人日本卵業協会は公式サイトでそのことを説明しており、市販の卵の賞味期限は25℃で保管された場合に生で食べることができる「2週間」に設定されています。

10℃以下で保管した場合には、理論的には産卵から57日間は生で食べることができることとされており、温度の管理が徹底できれば、卵で懸念されるサルモネラ菌による食中毒も増えることはありません。とはいえ、産卵から食卓まで、徹底して温度管理するのは非常に難しいので「10℃以下の冷蔵庫で保管したから57日間は生食OK」などと安易に思わない方がよいそうです。

「卵博士」と呼ばれる八田一(はった・はじめ)先生にも伺ってみました。卵の賞味期限は、サルモネラ菌の一種が中に入ってしまった「菌入り卵」を基準に決められているそうです。その「菌入り卵」が発生する確率は、3万個に1個、10万個に2~3個と、非常に低いのですが、外から見ても見分けがつかないため、仮に菌が入っていたとしても安心し

て「生」で食べられる期限として設定されているとのこと。その期間は、採卵日から2~3週間です。採卵してからパックするまでを1週間とすると、残りが2週間というわけです。たとえ賞味期限が切れていたとしても、加熱調理して目玉焼きやゆで卵にすれば食べられます。市販の卵パックの表示を見てみると、「賞味期限が過ぎたら加熱調理してお早めにお召し上がりください」などと書いてあるはず。サルモネラ菌は、75℃で1分以上加熱すれば死滅するので、しっかりと加熱調理して食べきましょう。

気をつけなければならないのは、卵にひびが入っている場合です。たとえ賞味期限内でも雑菌が入り込んでいる場合があるので、生ではなく、しっかりと加熱して食べる必要があります。八田先生によれば、賞味期限が過ぎてから何日ぐらい大丈夫かというのは、卵の殻の表面のひびがどの程度かによって違うそうで、ひびのない卵であれば、冷蔵庫で保管しておけば賞味期限を越えても加熱調理すれば3か月は大丈夫だということです。厚生労働省の食中毒のデータを確認してみると、2021年度に関しては、卵関連の食中毒件数はゼロでした。2020年度は2件です。卵を取り巻くさまざまな人の努力で、ここまで安全になってきたのですね。

卵の価格は高騰しています。2023年1月は、前年同月比で2倍近く上がっています。かつて卵はお歳暮として活用されたほど大切に扱われてきました。ニワトリは24時間以上かけて1個の卵を産みます。最後まで大切に食べましょう。

【筆者略歴】井出留美(いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、㈱office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

≪表紙≫ 令和5年度 公益社団法人上野法人会・女性部会 <税に関する絵はがきコンクール>
女性部会長賞作品:台東区立黒門小学校6年生 リン 海翔さん

■令和5年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

公益社団法人

上野法人会 特別講演会

荻原博子氏 講演会

入場料無料

どなたでもご参加いただけます



明日につながるマネー講座

～おかねと生活と未来の話～



【とき】令和6年3月11日(月)

18:00～19:30

【ところ】東天紅上野本店 3F「鳳凰の間」

台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

【講師】経済評論家・ジャーナリスト おぎわら ひろこ 荻原博子氏

【定員】先着300名
お申し込みは同送チラシをご覧ください！

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

